

但馬空港 LOC/T-DME 装置設置他工事 一般仕様書

1 工事概要

- (1) 工事名称 但馬空港 LOC/T-DME 装置設置他工事
- (2) 工事内容 但馬空港 LOC/T-DME 装置の設置及び撤去工事を行う。
- (3) 工事場所 豊岡市岩井
- (4) 工事範囲 設計図書（仕様書、設計書の記載事項及び図面等）に示す範囲とする。
- (5) 工事仕様 特記仕様書に記載する事項の他は、全て該当する規定等による。

2 一般事項

- (1) 次に示す書類を提出し監督員の承諾を受けること。ただし、監督員が認める場合は省略することができる。

- ①契約時 契約書又は請書、請負代金内訳書（社会保険等に係る法定福利費を明示したもの）、誓約書（各種）、着手届、工程表、現場代理人届、略歴書、施工計画書、施工体制台帳

- ②完了時 完成届、請求書、完成図書

- ③完成図書様式

- 1) 工事概要書

- 2) 完成図（A3サイズ 二つ折り製本） 2部（CADデータ共・データ形式 JWW）

- 3) 機器完成図、試験報告書及び取扱説明書 各2部

- 4) 工事写真 1部

写真撮影箇所は、現地指示必要箇所のみで施工前、施工中、施工完成後、撤去材料とする。

- (2) 打ち合わせ事項

次に示す事項は事前に監督員と打ち合わせを行うこと。

- ①電力、用水などの使用（その機器の使用を含む）

- ②鍵の取り扱い

- ③休日、時間外の作業、職員の業務に影響のある作業

- ④車両の駐車

- ⑤機材及び廃材などの仮置き場の位置とその期間

- ⑥その他、安全対策など

3 法令の遵守

受注者は本工事の実施にあたり、関係法令を遵守しなければならない。関係官庁との調整や手続きを円滑に行うものとし、諸届けに要する費用は受注者の負担とする。

4 現場管理

- (1) 作業現場の安全性に関する管理は現場代理人が責任者となり、関係法令に基づき適切に行うこと。
- (2) 作業現場においては常に整理整頓を行い、火災、盗難、公害、その他の事故防止に努めること。
- (3) 工事現場における技術者等は顔写真、資格、氏名、工事名、工期、会社名、社印等を記載した名札を着用すること。
- (4) 作業に際しては、職員の業務に支障をきたさないよう充分注意すること。
- (5) 作業完了までの機材の保管の責任は受注者が負うこと。
- (6) 打ち合わせについては、監督員と十分に連絡をとること。
- (7) 作業完了後は、後片づけ及び清掃を行うこと。
- (8) 監督員と打ち合わせた事項は、関係する職方に周知徹底を図ること。
- (9) 設計書に記載ない場合であっても、軽微なもので作業上あるいは技術的に必要なものは受注者の責任及び負担において行うこと。
- (10) 建設廃棄物の処分にあたり、事前に「建設廃棄物処理計画書」（発生する建設廃棄物の種類、発生量、分別、保管処理方法、委託業者の提示、建設廃棄物処理委託契約書、建設廃棄物収集・運搬許可証、建設廃棄物処理等の許可証の写しを添付）を提出し、監督員の承諾を得ること。
完成時には「同報告書」(マニフェストの照合確認したものの写し及び集計表を添付)を提出すること。また、処理計画書で定めた内容を変更しようとするときは、変更処理報告書を速やかに提出すること。建設廃棄物は敷地外運搬適正処分のこと。
- (11) 使用する機材については、事前に納入仕様書を提出し、承諾を受けてから施工すること。
- (12) 工事進捗状況を定期的に報告すること。
- (13) 工事作業範囲内は常に整理清掃を行うと共に、事故の発生防止に努め、作業エリア外に工事で発生する粉塵、資材等が飛散しないように養生を行いながら工事すること。
- (14) 工事中に使用する危険物等は現場内に保管しないこと。保管が必要な場合は監督員の承諾を得て、厳重に保管できるよう対策を行い、盗難防止に努めること。
- (15) 現場内で残材を焼却することは厳禁する。
- (16) 施工は、原則、空港の運用時間（8時30分～18時30分）以外の時間帯で実施すること。

但馬空港 LOC/T-DME 装置
設置他工事

特記仕様書

令和4年

但馬空港ターミナル株式会社

1. 工事概要

1.1 本工事は、但馬空港に更新される LOC/T-DME 装置一式の設置工事及びこれらに関わる付帯設備工事と撤去工事を行うものである。

1.2 工事場所

- (1) 但馬空港内：兵庫県豊岡市岩井の但馬空港内
- (2) 但馬空港ターミナルビル：兵庫県豊岡市岩井

1.3 本工事は、次の内容からなる。

- (1) 機器設置工事（LOC/T-DME サイト）
- (2) 機器設置工事（ターミナルビル）
- (3) 幹線ケーブル布設工事
- (4) 付帯設備設置工事
- (5) 撤去工事

2. 一般適用事項

2.1 本工事は、本仕様書によるほか、航空無線工事共通仕様書（国土交通省航空局監修）（以下「共仕」という。）及び下記の最新版を適用する。ただし、いずれも契約時の最新版とする。

- (1) 電波法
- (2) 航空法
- (3) 国際民間航空条約付属書第 10、14 付属書
- (4) 電気通信事業法
- (5) 電気設備技術基準
- (6) 有線電気通信法
- (7) 電子機器共通仕様書（国土交通省航空局制定）
- (8) 航空無線工事標準図面集（国土交通省航空局監修）
- (9) 航空無線施設設計指針（国土交通省航空局監修）
- (10) 航空無線工事施工管理指針（国土交通省航空局監修）

- (11) 関連機器取扱説明書及び同設置工事要領書
- (12) 個別機器仕様書（国土交通省航空局制定）
- (13) 航空保安無線施設等雷害対策施工標準（国土交通省航空局制定）
- (14) 公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
- (15) 公共建築設備工事標準図（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
- (16) 兵庫県土木工事共通仕様書
- (17) 空港土木工事共通仕様書（国土交通省航空局制定）
- (18) 航空灯火・電気設備工事共通仕様書（国土交通省航空局監修）
- (19) 建築基準法
- (20) 労働基準法
- (21) 労働安全衛生法
- (22) 建築設備耐震設計・施工指針（国土交通省国土技術政策総合研究所監修）
- (23) 技術基準「地中電線路の設計」
- (24) その他関係法令、条例及び規則等

2.2 本工事の施工にあたり、受注者は「共仕」を遵守すること。

2.3 本工事の施工にあたり、既設工作物と競合する箇所については監督職員と十分に連絡調整を行うこと。

3. 工事内容

(1) 機器設置工事 (LOC/T-DME サイト)

項目	種別	工事内容	図面	記事	
1. 基礎設置	1	次の基礎を LOC/T-DME サイトに設置する。			
		(1) シェルタ	1式	B04, B05	工事手配
		(2) LOC 空中線装置	1式	B08, B09	工事手配
		(3) モニタ空中線装置	1式	B10	工事手配
		(4) T-DME 空中線装置	1式	B12	工事手配
		(5) 高圧受電キュービクル	1式	B14	工事手配
2. 機器設置	1	次の機器を LOC/T-DME サイトに設置する。			
		(1) シェルタ	1式	B03	支給
		(2) LOC 空中線装置	1式	B06, B07	支給
		(3) モニタ空中線装置	1式	B10	支給
		(4) T-DME 空中線装置	1式	B11	支給
		(5) 高圧受電キュービクル	1式	B12	支給
3. ケーブル布設	1	各機器相互間に所要のケーブルを布設、接続する。			
		(1) 電力ケーブル		B33	工事手配
		(2) 同軸ケーブル		B34	工事手配
		(3) 光ケーブル		B34, B35	工事手配
		(4) 接地線		B33, B34	工事手配
		(5) 通信ケーブル (予備)		B34	工事手配
	2	ケーブル銘板を製作し、所要の位置に取り付ける。		B26	工事手配
4. その他	1	装置表示板を製作し、所要の位置に取り付ける。		B26	工事手配

(2) 機器設置工事 (ターミナルビル)

項目	種別	工事内容	図面	記事
1. 機器設置	1	場面管理室に遠隔制御監視装置 1 式を設置する。	B23, B24	支給
	2	対空通信室に管制用監視装置 1 式を設置する。	B25, B31	支給
2. ケーブル布設	1	各機器相互間に所要のケーブルを布設、接続する。 (1) 電力ケーブル (2) 通信ケーブル (3) 光ケーブル	B36	工事手配
			B36	工事手配
			B36	工事手配
3. その他	1	装置表示板を製作し、所要の位置に取り付ける。	B26	工事手配

(3) 幹線ケーブル布設工事

項目	種別	工事内容	図面	記事
1. 電力ケーブル布設	1	次のサイト間に電力ケーブルを布設する。 (1) 電源局舎 配電盤 ～ 高圧受電キュービクル	B27, B28, B32, B33	工事手配
	2	ケーブル銘板を製作し、所要の位置に取り付ける。	B26	工事手配
2. 光ケーブル布設	1	次のサイト間に光ケーブルを布設する。 (1) ターミナルビル事務室 光成端箱 ～ シェルタ 光成端箱	B27, B28, B34, B35	工事手配
	2	ケーブル銘板を製作し、所要の位置に取り付ける。	B26	工事手配

(4) 付帯設備工事

項目	種別	工事内容	図面	記事
1. 雷保護設備設置	1	次の雷保護設備を LOC/T-DME サイトに設置する。 (1) 集中接地端子盤 1 式	B16, B17	工事手配
	2	B 形環状接地等を LOC/T-DME サイトに布設する。	B18	工事手配
	3	A 種接地極及び B 種接地極を LOC/T-DME サイトに布設する。	B18	工事手配
2. 管路布設	1	管路を LOC/T-DME サイトに布設する。	B28, B29	工事手配
3. ハンドホール設置	1	ハンドホールを LOC/T-DME サイトに設置する。	B30	工事手配
4. 保守用電話機設置	1	シェルタ内に保守用電話機 1 式を設置する。	B02	工事手配
	2	場面管理室に保守用電話機 1 式を設置する。	B24	工事手配
5. 光成端箱設置	1	シェルタ内に次の機器を設置する。 (1) 光成端箱 1 式	B02	工事手配
	2	LOC 空中線装置に次の機器を設置する。 (1) 光成端箱 1 式	B07	工事手配
	3	場面管理室に次の機器を設置する。 (1) 光成端箱 1 式	B23	工事手配
6. クリアランスチェック鉸 及び補助標識設置	1	但馬空港場内の所要の位置にクリアランスチェック鉸及びクリアランスチェック 補助標識を設置する。		
		(1) クリアランスチェック鉸 1 式	B19	工事手配
		(2) クリアランスチェック補助標識 1 式	B20	工事手配

項目	種別	工事内容	図面	記事
7. ITVカメラ設置	1	シェルタ内に ITV カメラ 1 式を設置する。	B02	工事手配
	2	場内管理室に ITV カメラ関連機器 1 式を設置する。	B24	工事手配
8. セオドライト設置台整備	1	屋外コンセントボックスの塗装を行う。	C12	工事手配
	2	測量を行い、適切な位置にセンタープレートを設置する。	C12	工事手配
	3	柱撤去孔にコンクリートを充填補修し、基礎を平坦にする。	C12	工事手配
9. 制限区域標識板設置	1	制限区域標識板 1 式を所要の位置に設置する。	B22	工事手配
10. ケーブル布設	1	各機器相互間に所要のケーブルを布設、接続する。 (1) 電力ケーブル (2) 通信ケーブル (3) 光ケーブル	B35, B36	工事手配
			B35, B36	工事手配
			B35, B36	工事手配
	2	ケーブル表示板を各機器相互間のケーブルに取り付ける。	B26	工事手配
11. 測量	1	次の施設位置にて WGS 測量を実施する。 (1) LOC 空中線装置 (2) T-DME 空中線装置	B01, B06	工事手配
			B01	工事手配

(5) 撤去工事

項目	種別	工事内容	図面	記事
1. 機器撤去	1	LOC/T-DME サイトから次の機器を撤去する。		
		(1) LOC 装置		
		1) シェルタ	1 式	C04
		2) LOC 空中線	1 式	C02
		3) モニタ空中線	1 式	C08
		4) 高圧受電キュービクル	1 式	C06
	(2) T-DME 装置			
	1) T-DME 空中線	1 式	C10	
	2) T-DME 空中線支柱	1 式	C10	
1. 機器撤去	2	場面管理室から次の機器を撤去する。		
	(1) LOC/T-DME 遠隔制御監視装置	1 式	C17	
	3	対空通信室から次の機器を撤去する。		
(1) 監視盤		1 式	C18	
2. 基礎撤去	1	LOC/T-DME サイトから次の基礎を撤去する。		
		(1) シェルタ基礎	1 式	C05
		(2) LOC 空中線基礎	1 式	C03
		(3) モニタ空中線基礎	1 式	C09
		(4) 高圧受電キュービクル基礎	1 式	C07
		(5) T-DME 空中線基礎	1 式	C10

項目	種別	工事内容	図面	記事
3. 幹線ケーブル撤去	1	場面管理室とシェルタ間の不要となった光ケーブルを撤去する。	C13, C14, C16, C17	
	2	電源局舎と高圧受電キュービクル間の不要となった電力ケーブルを撤去する。	C13, C14, C16, C19	
4. 光成端箱撤去	1	シェルタ内から光成端箱を撤去する。	C16	
	2	場面管理室から光成端箱を撤去する。	C16, C17	
5. 管路撤去	1	LOC/T-DME サイトから不要となった管路を撤去する。	C13	
6. 制限区域標識板撤去	1	場内から制限区域標識板を撤去する。	C11	
7. クリアランスチェック 鉈撤去	1	場内からクリアランスチェック鉈を撤去する。	C11	
	2	場内からセンターポール自立縦穴を撤去する。	C11	
8. ケーブル撤去	1	不要となったケーブルを撤去する。		
		(1) 電力ケーブル	C13, C16	
		(2) 通信ケーブル	C13, C16	
		(3) 同軸ケーブル	C13, C16	
		(4) 光ケーブル	C13, C16	
(5) 接地線	C15, C16			
9. 種子吹付	1	次の機器設置跡地に種子吹付を行う。		
		(1) シェルタ	C05	
		(2) 高圧受電キュービクル	C07	
		(3) T-DME 空中線	C10	
		(4) モニタ空中線 (オフコース)	C09	

4. 支給品

4.1 次の機器を支給する。

(1) LOC/T-DME 装置 LOC 装置

品 名	数 量	引 渡 場 所	設置場所
1) 送信装置	1 式	但馬空港	但馬空港 LOC/T-DME サイト
2) 接続装置	1 式	〃	〃
3) 電源装置	1 式	〃	〃
4) 動作監視装置	1 式	〃	〃
5) シェルタ	1 式	〃	〃
6) LOC 空中線装置	1 式	〃	〃
7) モニタ空中線装置	1 式	〃	〃
8) 高圧受電キュービクル	1 式	〃	〃

(2) LOC/T-DME 装置 T-DME 装置

品 名	数 量	引 渡 場 所	設置場所
1) トランスポンダ装置	1 式	但馬空港	但馬空港 LOC/T-DME サイト
2) 動作監視装置	1 式	〃	〃
3) T-DME 空中線装置	1 式	〃	〃

(3) LOC/T-DME 装置 遠隔制御監視装置

品 名	数 量	引 渡 場 所	設置場所
1) システム監視端末	1 式	但馬空港	但馬空港ターミナルビル 2 階場面管理室
2) リモート通信部	1 式	〃	〃
3) 無停電電源部	1 式	〃	〃

(4) LOC/T-DME 装置 管制用監視装置

品 名	数 量	引 渡 場 所	設置場所
1) 管制用監視装置	1 式	但馬空港	但馬空港対空通信室

(5) 工事材料

品名	数量	引渡場所	設置場所等
1) 高周波同軸ケーブル	1式	但馬空港	LOC/T-DME 空中線－シェルタ間
2) 同軸コネクタ	1式	〃	高周波同軸ケーブル用
		〃	LOC/T-DME 装置－遠隔制御監視装置間
3) 光ケーブル	1式		シェルターモニタネットワーク間
4) 光成端箱	1式	〃	シェルタ、LOC 空中線装置及び場面管理室
5) 高圧受電ケーブル	1式	〃	6.6kV 配電用ケーブル

上記支給品について、引渡場所から設置場所までの運搬は受注者が行うものとする。

5. 機器及び材料

5.1 共仕第1編 「一般共通事項」第3節、第4節に記載されている機材の取り扱いについては以下のとおりとする。

機材の名称	製作承認図の提出等	カタログ、見本の提出等	試験成績書の提出	機材検査に伴う試験(立会い検査)	備考
アンカーボルト	○	×	×	×	
集中接地端子盤	○	×	○	×	
生コンクリート	×	×	○	×	
各種管路	×	×	○	×	
各種ケーブル	×	×	○	×	
その他各種金属製品	○	×	○	×	
制限区域標識板	○	×	×	×	

上記以外の機材等については、監督職員の指示による。

6. 検査及び監督

6.1 本工事施工中及び施工後、監督職員により、本仕様に基づき適時検査、監督を受けること。

6.2 本工事に使用する材料は、監督職員の検査承認を得ること。

6.3 本工事施工にあたって疑義を生じた場合は監督職員と協議する。

7. 提出物

7.1 受注者は、本工事着手前に施工計画書及び工事工程表を提出し、監督職員の承諾を受けること。また、制限区域内へ立ち入る場合には、「制限区域立入申請書」を事前に提出して承諾を受けること。

施工計画においては航空機の運航を最優先にして作業計画を立案すること。

7.2 「共仕」記載の提出物の内容は、次のとおりとする。

(1) 工 事 完 成 図 面		
① 完 成 図 面 (仕上がり A4 判二つ折りくるみ製本)		4 部
② 完 成 図 面 原 図 (DXF 及び PDF 仕様、CD-R または DVD-R)		1 式
(2) 工 事 完 成 写 真 (キャビネ版カラー、A4 版黒表紙製本)		2 部
(3) 工 事 工 程 写 真 (サービス版カラー、A4 版黒表紙製本)		2 部
(4) 工 事 写 真 原 版 (原データ及び PDF 仕様、CD-R または DVD-R)		1 式
(5) 製 作 承 認 図 (A4 版、ファイル綴じ)		3 部
(6) 各 種 試 験 成 績 書 及 び 報 告 書 (A4 版、ファイル綴じ)		2 部
(7) 回 線 原 簿 (A4 版、ファイル綴じ)		2 部
(8) 管 路 台 帳 (A4 版、ファイル綴じ)		2 部
(9) 材 料 確 認 願 (A4 版、ファイル綴じ)		2 部

本工事に係る成果品は特記品を除き電子納品とすることができる。なお、電子ファイルの詳細仕様については、電子納品等運用ガイドライン【電気通信設備工事編】（国土交通省大臣官房技術調査課）及び CAD 製図基準に関する運用ガイドライン【電気通信設備編】（国土交通省大臣官房技術調査課）と関係文書によるところを標準とし、これによらない場合は監督職員と協議のうえ納入することとする。

8. その他

- 8.1 本工事で使用する材料及び部品は、J I S、J E C、J E M及び官公署並びにこれに準ずる公的機関の定めた規格に適合した良質のものであること。
- 8.2 本工事の施工にあたっては、特に作業の安全に留意し、事故の無いように万全を期すこと。また、労働基準法、労働安全衛生法及び同法関連法規を遵守し、施工すること。
- 8.3 本工事の施工にあたり、使用する施工方法及び使用材料に関わる特許、実用新案、意匠登録等については、受注者にて責任を負うものとする。
- 8.4 本工事の施工にあたり、工事開始前に諸施設工事場所における地上高及び横断並びに縦断勾配の測量を行うこと。なお、測量結果と図面に相違が生じた場合、監督職員と十分に協議し、G L高を決定すること。この際、測量を行った地点におけるG Lから進入表面に対するクリアランス高を求めておくこと。
- 8.5 本工事の施工中、既設工作物その他に損害を与えた場合は、受注者の負担により現状に修復すること。
- 8.6 本工事に必要な測定器及び工具類等は、受注者が準備すること。
- 8.7 受注者は、本工事に関する許認可に関わる申請書、届出書等の作成を行い、監督職員の承認を受けた後、各関係機関に提出すること。
- 8.8 受注者は、現場事務所等の設置場所について監督職員の承認を得ること。
- 8.9 本工事の施工にあたり、既設工作物及び別途工事と競合する箇所については、監督職員と十分に連絡調整を行うこと。
- 8.10 本仕様書に対する疑義及び提案事項については、監督職員と協議を行うものとし、確定した事項は本工事に反映させること。
- 8.11 受注者は、工事作業のために立ち入り制限区域内に車両及び作業員が立ち入る必要が生じた場合には、事前に関係機関に対してその旨を申請し、許可を得ること。
- 8.12 本工事の施工にあたり、航空管制業務、その他の空港運營業務に支障を与えないように十分注意すること。また、事前に作業の進行上支障を与えることが予想される場合または監督職員が指示する場合は、運用時間外に作業を行う等、万全を期すること。なお、場合によっては工事場所からの退避、工事の中止、施工箇所の復旧作業等が生じることがあるため、想定されるケースごとに、事前に監督職員と対応方法等を調整すること。

- 8.13 本工事の施工にあたっては、運用中の機器に支障を与えることのないように十分通委すること。なお、作業の手順上、機器を停止する必要がある場合は、監督職員の指示に従うこと。
- 8.14 受注者は、本工事で使用した材料の納品書の写しを監督職員に提出すること。
- 8.15 受注者は、本工事施工中、施工後も工事現場を整理、整頓すること。
- 8.16 各機器の接地端子、配線の金属外被を全て設置すること。
- 8.17 ケーブルラック上の配線は、次による。
ケーブルを、整然と並べ、水平部では 3m 以下、垂直部では 1.5m 以下の間隔ごとに固縛する。
ただし、次のいずれかの場合は除く。
(1) トレー型ケーブルラック水平部の配線。
(2) 二重天井内におけるケーブルラック水平部の配線。ただし、幹線を除く。
- 8.18 ケーブルまたは配線の引き出しは、屋外への連絡口及び配管等の屋外における開口部にコーキング材等を使用して防水処理を施すこと。
- 8.19 ケーブルの全芯線を通じて対照試験、絶縁試験を監督職員立ち合いの上で行い、その結果を試験成績書として提出すること。
- 8.20 光ファイバーケーブルは、コネクタ間にて下記の試験を行うこと。
① ケーブルロス測定
② ベースバンド測定
③ パルス測定
- 8.21 本工事においてケーブルの引き出し口等、監督職員が指示するケーブル壁貫通口部には、延焼防止処理を施すこと。
- 8.22 本工事において既設分電盤等より電源線を引く場合には、接続する分岐ブレーカ等に貼付されている既存の用途銘板を本工事で接続する機器名称に合わせた用途銘板に交換すること。

- 8.23 本工事にて MDF/IDF、端子箱等の収容変更または設置を行ったときは、監督職員が指示する様式による収容表を作成し、提出すること。
- 8.24 各配線の端末、ケーブルラック上、フリアク内、EPS 内、マンホール・ハンドホール内及び監督職員の指示する箇所について、屋内はケーブルホルダーに下記の内容を記した紙を挿入し取付け、屋外についてはケーブル銘板（アクリル板 100×25×3t）に下記の内容を刻印し取り付ける。
- (1) 工事件名 (例：但馬空港 LOC/T-DME 設置工事)
 - (2) 布設区間 (例：遠隔制御監視装置～管制用監視装置)
 - (3) ケーブル種別 (例：EM-UTP 5E0. 5-4P)
 - (4) 布設年月 (例：2021. 3)
 - (5) 受注者名
- 8.25 WGS-84（世界測地系）の測量結果報告書を提出すること。
- 8.26 本工事に用いた仮設材等の廃材は、請負者の責任において処分すること。
- 8.27 本工事で発生する産業廃棄物は、所定の産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度により処理し、その写しを提出すること。または電子マニフェストにより処理し、監督職員の確認を受けること。
- 8.28 本工事で発生する残土は、所定の残土置き場に置くこと。ただし、監督職員の指示により変更の場合がある。また、掘削土は、フェンスから 2m 以内には仮置きしないこと。
- 8.29 本工事の施工にあたり技術上当然必要となる事項については、本仕様書に明記されなくとも受注者の責任により施工するものとする。
- 8.30 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）第 11 条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を職員より受領した後に、工事着手（同法律第 10 条第 1 項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は、監督職員と協議の上決定するものとする。
- 8.31 現場発生品のうち、再利用が可能なものについては、再利用に努めること。また、再資源化をすることが出来るものについては、再資源化を行うこと。
- 8.32 撤去機器等は、本工事にて処分するものとする。
- 8.33 本工事の施工にあたっては、但馬空港の立入り制限区域内工事実施要領、立入制限区域管理要領等の各種規定に基づき、十分な保安対策・安全対策を実施する

ものとする。特に、不法侵入の防止、航空機の運航の妨げとなる落下物等対策については、細心の注意を図ること。なお、本工事に起因して、上記事案が発生及び施設等を破損した場合、または第三者に危害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、やむを得ないと認められる場合を除き、請負者の負担及び責任において復旧等の迅速な対応を図ることとする。

但馬空港 LOC/T-DME 装置
設置他工事

シエルタ用防護フェンス設置工

特記仕様書

令和4年

但馬空港ターミナル株式会社

1. 工事概要

1.1 本工事は、但馬空港に更新される LOC/T-DME 装置のシェルタ等を防護するフェンスの設置及び更新工事後の公園の整備に係る工事を行うものである。

1.2 工事場所

但馬コウノトリ空港公園：兵庫県豊岡市岩井

2. 一般適用事項

2.1 本工事は、本仕様書によるほか、下記の最新版を適用する。ただし、いずれも契約時の最新版とする。

- (1) 兵庫県土木工事共通仕様書
- (2) 土木請負工事必携
- (3) 空港土木工事共通仕様書（国土交通省航空局制定）
- (4) 空港土木施設設計要領（施設設計編）（国土交通省航空局）
- (5) 空港土木施設設計要領（構造設計編）（国土交通省航空局）
- (6) 航空無線施設設計指針（国土交通省航空局監修）
- (7) 労働基準法
- (8) 労働安全衛生法
- (9) その他関係法令、条例及び規則等

2.2 本工事の施工にあたり、既設工作物と競合する箇所については監督職員と十分に連絡調整を行うこと。

3. 工事内容

- (1) シェルタ及び高圧受電キュービクルの周囲に空港タイプフェンス及び片開き門扉を設置する。（図番 01、02、03）

- (2) 公園外周道路（皿形側溝を含む。）を敷設する。（図番 0 1）
- (3) 更新工事後の跡地に、アスファルト舗装、芝の吹付け及び植林を行う。（図番 0 1）
- (4) 規制表示板を製作し、新設した門扉に取り付ける。（図番 0 4）

4. 検査及び監督

- 4.1 本工事施工中及び施工後、監督職員により本仕様に基づき適時検査、監督を受けること。
- 4.2 本工事に使用する材料は、監督職員の検査承認を得ること。
- 4.3 本工事施工にあたって疑義を生じた場合は監督職員と協議する。

5. 提出物

- 5.1 受注者は、本工事着手前に施工計画書（及び工事工程表）を提出し、監督職員の承諾を受けること。
また、制限区域内へ立ち入る場合には、「制限区域立入申請書」を事前に提出して承諾を受けること。
施工計画においては航空機の運航を最優先にして作業計画を立案すること。
- 5.2 本工事に係る提出物は、次のとおりとする。提出前に、監督職員の承諾を受けること。

- | | |
|---|-----|
| (1) 工事完成図面（仕上がり A 4 判二つ折りくるみ製本） | 2 部 |
| (2) 工事完成図面電子データ（DXF 及び PDF 仕様、CD-R または DVD-R） | 1 式 |
| (3) 工事工程及び完成写真（A 4 版製本） | 2 部 |
| (4) 工事工程及び完成写真電子データ（原データ及び PDF 仕様、CD-R または DVD-R） | 1 式 |
| (5) 材料の納品書の写し | 1 部 |
| (6) 産業廃棄物管理票（マニフェスト） | 1 部 |

6. その他

- 6.1 本工事で使用する材料及び部品は、J I S、J E C、J E M及び官公署並びにこれに準ずる公的機関の定めた規格に適合した良質のものであること。
- 6.2 本工事の施工にあたっては、特に作業の安全に留意し、事故の無いように万全を期すこと。また、労働基準法、労働安全衛生法及び同法関連法規を遵守し、施工すること。
- 6.3 本工事の施工にあたり、使用する施工方法及び使用材料に関わる特許、実用新案、意匠登録等については、受注者にて責任を負うものとする。
- 6.4 本工事の施工にあたり、工事開始前に現場測量を行うこと。なお、測量結果と図面に相違が生じた場合、監督職員と十分に協議すること。
- 6.5 本工事の施工中、既設工作物その他に損害を与えた場合は、受注者の負担により現状に修復すること。
- 6.6 本工事に必要な測定器及び工具類等は、受注者が準備すること。
- 6.7 受注者は、本工事に関する許認可に関わる申請書、届出書等の作成を行い、監督職員の承認を受けた後、各関係機関に提出すること。
- 6.8 受注者は、現場事務所等の設置場所について監督職員の承認を得ること。
- 6.9 本工事の施工にあたり、既設工作物及び別途工事と競合する箇所については、監督職員と十分に連絡調整を行うこと。
- 6.10 本仕様書に対する疑義及び提案事項については、監督職員と協議を行うものとし、確定した事項は本工事に反映させること。
- 6.11 受注者は、工事作業のために立ち入り制限区域内に車両及び作業員が立ち入る必要が生じた場合には、事前に関係機関に対し

てその旨を申請し、許可を得ること。

- 6.12 本工事の施工にあたり、航空管制業務、その他の空港運營業務に支障を与えないように十分注意すること。また、事前に作業の進行上支障を与えることが予想される場合または監督職員が指示する場合は、運用時間外に作業を行う等、万全を期すること。なお、場合によっては工事場所からの退避、工事の中止、施工箇所の復旧作業等が生じることがあるため、想定されるケースごとに、事前に監督職員と対応方法等を調整すること。
- 6.13 受注者は、本工事で使用した材料の納品書の写しを監督職員に提出すること。
- 6.14 受注者は、本工事施工中、施工後も工事現場を整理、整頓すること。
- 6.15 撤去資材等は、本工事にて処分するものとする。
- 6.16 本工事に用いた仮設材等の廃材は、請負者の責任において処分すること。
- 6.17 本工事で発生する産業廃棄物は、所定の産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度により処理し、その写しを提出すること。または電子マニフェストにより処理し、監督職員の確認を受けること。
- 6.18 本工事で発生する残土は、所定の残土置き場に置くこと。ただし、監督職員の指示により変更の場合がある。また、掘削土は、フェンスから 2m 以内には仮置きしないこと。
- 6.19 本工事の施工にあたり技術上当然必要となる事項については、本仕様書に明記されなくとも受注者の責任により施工するものとする。
- 6.20 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）第 11 条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を職員より受領した後に、工事着手（同法律第 10 条第 1 項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は、監督職員と協議の上決定するものとする。
- 6.21 現場発生品のうち、再利用が可能なものについては、再利用に努めること。また、再資源化をすることが出来るものについては、

再資源化を行うこと。

- 6.22 本工事の施工にあたっては、但馬空港の立入り制限区域内工事実施要領、立入制限区域管理要領等の各種規定に基づき、十分な保安対策・安全対策を実施するものとする。特に、不法侵入の防止、航空機の運航の妨げとなる落下物等対策については、細心の注意を払うこと。なお、本工事に起因して、上記事案が発生及び施設等を破損した場合、または第三者に危害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、やむを得ないと認められる場合を除き、請負者の負担及び責任において復旧等の迅速な対応を図ることとする。